

# 令和元年 第3回

## 北見市第一農業委員会総会議事録

日 時	令和元年7月25日(木)
場 所	第一農業委員会会議室
	午前10時00分 開会
	午前10時30分 閉会

### 1 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号
- 第 4 議案第2号
- 第 5 議案第3号
- 第 6 議案第4号
- 第 7 議案第5号
- 第 8 報告第1号
- 第 9 報告第2号

## 2 本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 北見市農地等利用最適化の推進施策に関する意見・要望書(案)について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 6 条の規定による買入協議の要請について
- 第 7 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 8 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 第 9 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

3 令和元年第3回北見市第一農業委員会総会出席者名簿

(1) 委員出席

	氏名	出席	欠席
1	前澤 一幸 君		
2	高橋 秀幸 君		
3	吉田 和子 君		
4	渡邊 幸夫 君		
5	畑中 利男 君		
6	福田 保志 君		
7	中村 圭一 君		
8	萩原 和裕 君		
9	入倉 孝徳 君		
10	安斉 誠一 君		
11	芝山ひとみ 君		
12	岡田 貢 君		
13	大林 実 君		

	氏名	出席	欠席
14	(欠番)		
15	馬場 正寛 君		
16	竹下 雅英 君		
17	杉山 茂樹 君		
18	竹中 秀樹 君		
19	黒須 倫子 君		
20	米森 裕之 君		
21	岡部 浩 君		
22	國田 恭一 君		
23	鎌口 幹雄 君		

出席 20 名  
 欠席 2 名  
 欠員 1 名

(2) 事務局出席

事務局 長	武田 嘉憲 君
事務局 次長	宮部 秀明 君
農地課 長	市山 恵一 君
総務係 長	清水 拓 君
農地係 長	谷地 洋光 君

(3) 議長 鎌口 幹雄 君  
 署名委員 7番 中村 圭一 委員  
 署名委員 8番 萩原 和裕 委員

事務局長  
(武田 嘉憲君)

本日は、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。  
それでは、令和元年第3回北見市第一農業委員会総会の開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。

～～会長挨拶～～

事務局長  
(武田 嘉憲君)

それでは、会議規則第5条により会長が議長となり、会議に入ります。  
会長、よろしく願いいたします。

議長  
(鎌口 幹雄君)

これより、令和元年第3回北見市第一農業委員会総会を開会いたします。  
ただちに、本日の会議を開きますので、事務局より『諸般の報告』をお願いいたします。

事務局次長  
(宮部 秀明君)

ご報告を申し上げます。  
ただいまの出席委員数は、20名の出席であります。  
10番 安斉委員、19番 黒須委員は所用のため欠席される旨、届け出がありました。  
次に、本日の総会議案のほか、議案第1号関連として「令和元年第3回総会資料」をお手元に配付いたしてございます。  
以上であります。

議長  
(鎌口 幹雄君)

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりであります。  
それでは、日程第1、『議事録署名委員の指名』を行います。  
本日の議事録署名委員は、7番 中村委員、8番 萩原委員の両名を指名いたします。  
次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。  
おはかりいたします。本総会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日限りと決定いたします。  
次に、日程第3、『議案第1号 北見市農地等利用最適化の推進施策に関する意見・要望書(案)について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の1ページでございます。  
議案第1号「北見市農地等利用最適化の推進施策に関する意見・要望書(案)について」ご説明いたします。  
このことについて、農業委員会等に関する法律 第38条第1項の規定による意見・要望書(案)が北見市二農業委員会指針案等策定委員会において策定されたので、審議のうえ、適否の決定を求めるというものであります。  
内容につきましては、お手元に配付しております、令和元年第3回総会資料、議案第1号関連「北見市農地等利用最適化の推進施策に関する意見・要望書(案)について」を、ご参照願います。  
以上でございます。

議 長 事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されてお  
(鎌口 幹雄君) ります議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長 なければ、これにて質疑を終結いたします。  
(鎌口 幹雄君) おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございま  
せんか。

～～異議なしの声多数～～

議 長 異議なしと認めます。  
(鎌口 幹雄君) よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第4、『議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請につい  
て』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長 議案の2ページでございます。  
(市山 恵一君) 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたし  
ます。  
今回の申請は、所有権贈与が1件であり、農地法第3条第2項の各号には該  
当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
なお、許可に係る地目及び面積は、欄外に記載のとおり、「畑」が2筆で、  
合計面積は34,029㎡であります。  
以上でございます。

議 長 事務局からの説明が終了しましたが、この案件については、地域調整班の協  
(鎌口 幹雄君) 議を経ておりますので、第1班よりご説明をお願いいたします。

18番 番号1番についてご説明いたします。  
(竹中 秀樹君) 番号1番、権利の種類は所有権贈与です。土地の所在は、文京町  
「畑」、外「畑」1筆、合計面積は34,029㎡。譲渡人は、 さん(持分  
3分の1)。譲受人は、同住所 さんです。申請事由は、経営主に農地を  
譲り渡すというものです。  
以上でございます。

議 長 地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されて  
(鎌口 幹雄君) おります議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～～なしの声あり～～

議 長 なければ、これにて質疑を終結いたします。  
(鎌口 幹雄君) おはかりいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございま  
せんか。

～～異議なしの声多数～～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第5、『議案第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の3ページから5ページでございます。

議案第3号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明いたします。

今回の通知は、合意解約による通知が5件です。農地法第18条第1項第2号の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。

なお、通知に係る地目及び面積は、5ページ欄外に記載のとおり、「畑」が12筆で、合計面積は66,321.73㎡であります。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず第2班よりご説明をお願いいたします。

6番  
(福田 保志君)

番号1番についてご説明いたします。

番号1番、所在及び地番については、東相内町 「畑」、外「畑」2筆、合計面積は、1,835㎡です。賃貸人は、 さん。賃借人は、 さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、令和元年6月30日。引渡しの時期は、令和元年6月30日です。その他契約の内容等は記載のとおりです。以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班よりお願いいたします。

1番  
(前澤 一幸君)

番号2番から番号5番についてご説明いたします。

番号2番、所在及び地番については、若松 「畑」、外「畑」1筆、合計面積は、9,500㎡です。賃貸人は、 さん。土地の所有者は、 さん。賃借人は、 さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、令和元年6月26日。引渡しの時期は、令和元年6月26日です。その他契約の内容等は記載のとおりです。

番号3番、所在及び地番については、南丘 「畑」、外「畑」4筆、合計面積は、28,896.73㎡です。賃貸人は、 さん。賃借人は、 さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、令和元年6月26日。引渡しの時期は、令和元年6月26日です。その他契約の内容等は記載のとおりです。

番号4番、所在及び地番については、広郷 「畑」、面積は、25,090㎡です。賃貸人は、 さん(持分3分の1)、 さん(持分3分の1)、 さん(持分3分の1)。賃借人は、 さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、令和元年6月18日。引渡しの時期は、令和元年6月18日です。その他契約の内容等は記載のとおりです。

番号5番、所在及び地番については、北上 「畑」、面積は、1,000㎡です。賃貸人は、 さん。賃借人は、 さんです。解約等の理由は合意解約で、合意等の日は、平成31年4月30日。引渡しの時期は、平成31年4月30日です。その他契約の内容等は記載のとおりです。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君) 地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長  
(鎌口 幹雄君) なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議  
ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長  
(鎌口 幹雄君) 異議なしと認めます。  
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第6、『議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君) 議案の6ページから7ページでございます。  
議案第4号 「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」ご説明いたします。  
農業経営基盤強化促進法第16条の規定により、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地につきまして、認定農業者、又は認定就農者である買い手側と売買の調整を進めてまいりましたが、受け手の選定に時間を要するため、現段階では売買が困難な状況にあります。当該農用地は認定農業者、又は認定就農者に対し、利用集積を図ることが望ましい優良な農地であることから、農地中間管理機構公益財団法人北海道農業公社が一旦買入れる必要がある旨の意見を付して、同法第16条の規定により北見市長へ買入協議の要請をすることに対し、本委員会の決定を求めるものであります。  
なお、買入協議の要請に係る地目及び面積は、7ページ欄外に記載のとおり、「田」が7筆、「畑」が27筆で、合計面積は182,597㎡であります。  
以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君) 事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

18番  
(竹中 秀樹君) 番号1番についてご説明いたします。  
番号1番、あっせんの申し出者は、さん。土地の表示は、仁頃町外16筆、現況地目は「畑」10筆、「田」7筆、合計面積は90,426㎡です。  
農地中間管理機構による買入が特に必要と認められる理由については、受け手認定農業者又は認定就農者への選定に時間を要するためでございます。  
以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君) つづきまして、第2班よりお願いいたします。

6番  
(福田 保志君)

番号2番についてご説明いたします。  
番号2番、あっせんの申し出者は、  
外16筆、現況地目は「畑」が17筆で、合計面積は92,171㎡です。農地中間管理機構による買入が特に必要と認められる理由については、受け手認定農業者又は認定就農者への選定に時間を要するためでございます。  
以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって、本案はいずれも原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第7、『議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の8ページから9ページでございます。  
議案第5号 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。  
今回、北見市長より付議された案件は、賃借権が8件、所有権売買が1件の合計9件であり、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
なお、集積計画に係る地目及び面積は、9ページ欄外に記載のとおり「田」が5筆、「畑」が15筆で、合計面積は167,782.26㎡であります。  
以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたが、これらの案件については、地域調整班の協議を経ておりますので、まず、第1班よりご説明をお願いいたします。

18番  
(竹中 秀樹君)

番号1番から3番についてご説明いたします。  
番号1番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
の設定等を受ける者、  
です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は56,900円、10aあたり5,000円です。  
番号2番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
の設定等を受ける者、  
です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は19,500円、10aあたり3,000円です。  
番号3番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は24,300円、10aあたり3,000円です。  
以上でございます。



議長  
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第2班よりお願いいたします。

6番  
(福田 保志君)

番号4番、5番についてご説明いたします。

番号4番、権利は所有権売買です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、対価は50,000円、10aあたり31,500円です。

番号5番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は70,000円、10aあたり4,700円です。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

つづきまして、第3班よりお願いいたします。

1番  
(前澤 一幸君)

番号6番から9番についてご説明いたします。

番号6番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は40,000円、10aあたり1,300円です。

番号7番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者  
です。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は120,000円、10aあたり9,900円です。

番号8番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん(持分3分の1)、  
さん(持分3分の1)、  
さん(持分3分の1)。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は876,000円、10aあたり12,400円です。

番号9番、権利は賃借権です。権利の設定等をする者、  
さん。権利の設定等を受ける者、  
さんです。土地の表示以下につきましては記載のとおりで、借賃は108,000円、10aあたり10,000円です。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

地域調整班からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。  
どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。  
おはかりいたします。本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議  
ございませんか。

～異議なしの声多数～

議長  
(鎌口 幹雄君)

異議なしと認めます。  
よって本案は、いずれも原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、日程第8、『報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について』を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の10ページから11ページでございます。  
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明いたします。

届出件数は、所有権(相続)が3件であります。

番号1番、所在及び地番は、上ところ「畑」、外「田」3筆、「畑」13筆、合計面積は58,743.41㎡であります。被相続人は、さん。相続人は、さんです。届出日は令和元年6月25日、受理通知日は令和元年6月28日です。

番号2番、所在及び地番は、開成「畑」、外「畑」6筆、合計面積は41,613.86㎡であります。被相続人は、さん。相続人は、同住所さんです。届出日は令和元年6月28日、受理通知日は令和元年7月8日です。

番号3番、所在及び地番は、開成「畑」、外「畑」3筆、合計面積は56,163㎡であります。被相続人は、さん。相続人は、同住所さんです。届出日は令和元年6月27日、受理通知日は令和元年7月2日です。

なお、届出に係る地目及び面積は、11ページ欄外に記載のとおり、「田」が3筆、「畑」が25筆で、合計面積は156,520.27㎡であります。

これらの案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処分をいたしました。

以上でございます。

議長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

次に、日程第9、『報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について』を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

農地課長  
(市山 恵一君)

議案の12ページから13ページでございます。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」ご説明いたします。

今回の届出は、所有権が5件であります。

番号1番、所在及び地番は、中央三輪「畑」、外「畑」1筆、合計面積は4,236.02㎡です。譲渡人は、さん、譲受人は、です。転用目的及び計画の内容は、宅地造成です。届出受理年月日は、令和元年6月6日、届出処理年月日は、令和元年6月12日です。

番号2番、所在及び地番は、中ノ島町「畑」、面積は257㎡です。譲渡人は、さん、譲受人は、さんです。転用目的及び計画の内容は、住宅建設です。届出受理年月日は、令和元年6月24日、届出処理年月日は、令和元年6月28日です。

番号3番、所在及び地番は、中ノ島町「畑」、外「畑」3筆、合計面積は1,034㎡です。譲渡人は、さん(持分2分の1)、同住所

さん(持分2分の1)、譲受人は、 　　です。転用目的及び計画の内容は、建売住宅です。届出受理年月日は、令和元年6月17日、届出処理年月日は、令和元年6月20日です。

番号4番、所在及び地番は、中ノ島町 　　「畑」、外「畑」7筆、合計面積は3,818㎡です。譲渡人は、 　　さん、譲受人は、 　　です。転用目的及び計画の内容は、モデルハウス建設、宅地分譲です。届出受理年月日は、令和元年6月24日、届出処理年月日は、令和元年6月27日です。

番号5番、所在及び地番は、春光町 　　「畑」、面積は133㎡です。譲渡人は、 　　、譲受人は、 　　です。転用目的及び計画の内容は、雪捨場です。届出受理年月日は、令和元年6月24日、届出処理年月日は、令和元年6月28日です。

なお、届出に係る地目及び面積は、13ページ欄外に記載のとおり、「畑」が16筆で、合計面積は9,478.02㎡であります。

また、これらの案件につきましては、北見市第一農業委員会事務局規程第6条に基づき事務局長が専決処分をいたしました。

以上でございます。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

事務局からの説明が終了しましたので、これより、ただいま上程されております議案に対する質疑に入ります。

どなたか、ご質疑はございませんか。

～なしの声あり～

議 長  
(鎌口 幹雄君)

なければ、これにて質疑を終結いたします。

本案は、いずれも報告のとおり了承することといたします。

議 長  
(鎌口 幹雄君)

以上で本総会に付された案件は、すべて終了いたしました。

それではこれにて、令和元年第3回北見市第一農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年7月25日

議 長 鎌 口 幹 雄

署名委員 中 村 圭 一

署名委員 萩 原 和 裕